



1 組合員または被扶養者が亡くなられたとき

1 組合員が亡くなられたときの手続

提出書類：一般・短期組合員資格喪失届書〔用紙No.本人1〕

添付書類：組合員証等、死亡診断書の写しまたは死体埋火葬許可証の写し

その他：被扶養者がいる場合は被扶養者関係書類の提出をしてください。

- 組合員が亡くなられたときは、組合員および被扶養者の資格がなくなります。「一般・短期組合員資格喪失届書」に組合員証等、死亡診断書(写)または死体埋火葬許可証(写)等を添付し、所属所を通じて給付貸付課資格担当に提出してください。被扶養者がいる場合は、「被扶養者申告書(回収)〔用紙No.扶養1〕」と被扶養者証等を併せて提出してください。
- 各種給付金が支給されますので、請求手続をしてください。

2 被扶養者が亡くなられたときの手続

提出書類：被扶養者申告書（認定取消）〔用紙No.扶養1〕

添付書類：被扶養者証等、死亡診断書の写しまたは死体埋火葬許可証の写し

その他：当該被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者の場合、国民年金第3号被保険者関係届

- 被扶養者が亡くなられたときは、被扶養者としての資格がなくなりますので、「被扶養者申告書（認定取消）」に被扶養者証等、死亡診断書(写)または死体埋火葬許可証(写)等を添付し、所属所を通じて給付貸付課資格担当に提出してください。被扶養者が国民年金第3号被保険者(20歳以上60歳未満の配偶者)の場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」を併せて提出してください。
- 各種給付金が支給されますので、請求手続をしてください。

2 受けられる給付について（埋葬料・支払未済）

1 埋葬料（家族埋葬料）・同附加金

	埋葬料・同附加金	家族埋葬料・同附加金
支給要件	(1) 組合員が公務によらないで亡くなられたとき (2) 資格喪失後3か月以内に亡くなられたとき ^{*1}	当共済組合の被扶養者として認定されている者が亡くなられたとき
受給権者	被扶養者 (被扶養者がいないときは、実際に葬儀を行った者)	組合員
支給額	埋葬料・家族埋葬料……50,000円　　同附加金……25,000円 ^{*2}	
請求手続	所属所を経由して請求(任意継続組合員の場合は直接給付貸付課短期給付担当に請求)してください。	

*1 他の健康保険に加入していた場合は対象外です。

*2 資格喪失後の場合は支給されません。

2 支払未済の給付

組合員が受給できる給付(高額療養費など)を受けないで亡くなられたときは、組合員の死亡当時、生計を共にしていた者にその給付金が支払われます。

受給権者	(1) 組合員の死亡当時、組合員と生計を共にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、またはこれらの者以外の三親等以内の親族(甥姪、曾祖父母、叔伯父母等) (2) 給付を受ける順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、三親等内の親族です。 (3) 給付を受けるべき同順位者が複数いるときは、そのうちどなたが請求者になつても差し支えありません。
請求手続	所属所を経由して請求(任意継続組合員の場合は直接給付貸付課短期給付担当に請求)してください。
その他	組合員と請求者の住所が異なる場合、組合員と生計を共にしていた者がいない場合は、給付貸付課短期給付担当にご連絡ください。

3 受けられる給付について (遺族年金)

給付貸付課年金担当▶ **03-5320-6828**

組合員が亡くなられたときに、受給要件に該当する遺族に支給されます。

詳細はP42を参照してください。手続先は下記のとおりです。

対象者	手続先
一般組合員が在職中に亡くなった場合	所属所の事務担当者が、給付貸付課年金担当に連絡してください。所属所あてに手続書類を送付します。
退職後に亡くなった場合 (年金待機者・年金受給者)	遺族が直接、公立学校共済組合本部(電話03-5259-1122)へお問合せください。

※短期組合員の遺族年金の手続については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。